

平成30年6月8日

平成30年登米市議会定例会  
6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
報告第7号	継続費繰越計算書について	8
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について	11
報告第9号	平成29年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について	15
報告第10号	平成29年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	17
報告第11号	平成29年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書について	20
報告第12号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	22
報告第13号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	25
報告第14号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	43
報告第15号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	46
報告第16号	登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	48
報告第17号	登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	58
報告第18号	登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	61
報告第19号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	63

報告第20号	登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	65
報告第21号	登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	67
報告第22号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	70
報告第23号	専決処分の報告について	72
議案第42号	平成30年度登米市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第43号	平成30年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第44号	平成30年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第45号	平成30年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第46号	平成30年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第47号	平成30年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第48号	平成30年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第49号	登米市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について	74
議案第50号	登米市長沼ボート場クラブハウス条例の制定について	75
議案第51号	登米市税条例の一部を改正する条例について	80
議案第52号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	82
議案第53号	登米市有機センター条例の一部を改正する条例について	84
議案第54号	登米市公園条例の一部を改正する条例について	86
議案第55号	登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する条例について	90
議案第56号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について	93

議案第57号	登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例について	94
議案第58号	工事請負契約の締結について	95
議案第59号	財産の取得について	96
議案第60号	財産の取得について	97
議案第61号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について	98
議案第62号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について	99



## 諮問第2号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	小野寺 裕
住所	登米市東和町

## 報告第7号

### 継続費繰越計算書について

平成29年度登米市一般会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣



(別紙)

## 平成29年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源	その他
3 民生費	児童福祉 2 費	迫児童館整備事業	511,111,000	218,244,000		218,244,000		218,244,000	218,244,000	6,805,000	200,800,000		
8 土木費	道路橋 2 りよう費	蛭沢いたち沢線道 路整備事業	153,436,000	41,434,000		41,434,000	23,019,000	18,415,000	5,000		18,410,000		
10 教育費	社会教育 5 費	(仮称)新登米懐 古館整備事業	766,174,000	48,825,000		48,825,000	44,244,000	4,581,000	281,000		4,300,000		
10 教育費	保健体育 6 費	パークゴルフ場整 備事業	729,633,000	457,411,000		457,411,000	277,285,000	180,126,000	9,026,000		171,100,000		
		長沼ポート場クラ ブハウス整備事業	579,659,000	215,763,000		215,763,000	171,708,000	44,055,000	2,255,000		41,800,000		
		合 計	2,740,013,000	981,677,000		981,677,000	516,256,000	465,421,000	22,206,000	6,805,000	436,410,000		

(別紙)

平成29年度 登米市宅地造成事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 企業用地造成事業費	(仮称) 登米インター工業団地整備事業	251,230,000	90,436,000		90,436,000	50,242,000	40,194,000	40,194,000					
	合計		251,230,000	90,436,000		90,436,000	50,242,000	40,194,000	40,194,000					

## 報告第8号

### 繰越明許費繰越計算書について

平成29年度登米市一般会計予算、登米市下水道事業特別会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 平成29年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国県支出金	地方債	その他			
					円	円	円	円	円	円	
3	民生費	1	社会福祉費		円						
			老人福祉一般管理事業	21,350,000	34,160,000	21,350,000					
4	衛生費	1	保健衛生費		円						
			住宅用新・省エネルギー設備導入支援事業	1,890,000	4,899,000						1,890,000
		2	清掃費		円						
			し尿処理施設管理事業	43,798,000	61,012,000	43,798,000					15,181,000
6	農林水産業費	1	農業費		円						
			農業用排水施設等維持管理事業	1,426,000	1,426,000						1,426,000
7	商工費	2	観光費		円						
			観光施設管理事業	3,240,000	8,100,000	3,240,000					810,000
8	土木費	2	道路橋りょう費		円						
			道路維持補修事業	12,032,000	15,224,000						12,032,000
			道路新設改良事業	123,791,000	138,205,000	16,426,000					15,275,000
			橋りょう維持補修事業	52,700,000	53,120,000	29,995,000					1,205,000
6	住宅費		住宅管理事業	10,257,000	11,463,000						
			定住促進住宅管理事業	1,719,000	1,719,000	1,719,000					
9	消防費	1	消防費		円						
			防火水槽設置事業	6,851,000	6,851,000						51,000
			災害対策事業	301,608,000	302,229,000						2,908,000
10	教育費	6	保健体育費		円						
			体育施設整備事業	8,640,000	8,640,000						8,640,000
11	災害復旧費	1	農林水産業施設災害復旧費		円						
			林業施設災害復旧事業	4,107,000	4,107,000	2,197,000					1,610,000
		2	公共土木施設災害復旧費		円						
			道路橋りょう災害復旧事業	38,000	6,208,000	3,539,000					612,000
		4	その他公共施設等災害復旧費		円						
			その他公共施設等災害復旧事業	7,641,000	7,773,000						7,641,000
合計				623,130,000	665,136,000	73,507,000	421,290,000				69,281,000

(別紙)

平成29年度 登米市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源	その他	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円
1 総務費	2 施設管理費	公共下水道施設管理事業	8,128,000	7,813,000	2,376,000				5,437,000
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	298,162,000	284,157,000	52,000	113,287,000	159,500,000		11,318,000
	合計		306,290,000	291,970,000	2,428,000	113,287,000	159,500,000		16,755,000

(別紙)

平成29年度 登米市宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				
						国県支出金	未収入特定財源	地方債	その他	一般財源
1 事業費	2 住宅用地造成事業費	中津山地区事業	2,723,000	2,517,000	2,517,000					
	合計		2,723,000	2,517,000	2,517,000					

## 報告第9号

### 平成29年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について

平成29年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり継続費繰越計算書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

平成29年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳					翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度損益勘定留保資金	
11	1	下り松ボ整備事業	2,441,714,000	573,214,000	95,051,000	668,265,000	404,667,360	263,597,640	263,597,000	158,900,000	0	2,007,000	66,200,000	36,490,000	0
		計	2,441,714,000	573,214,000	95,051,000	668,265,000	404,667,360	263,597,640	263,597,000	158,900,000	0	2,007,000	66,200,000	36,490,000	0



## 報告第 10 号

### 平成29年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

平成29年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

## 平成29年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

## 1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金				当年度利益剰余金
11	1	配水管整備事業	488,294,000	409,112,085	47,736,000	0	32,284,000	0	0	15,452,000	31,445,915	0	県事業及び下水道工事が繰越工事となり、年度内完了が見込まないため。
		老朽管更新事業	22,400,000	12,639,240	9,760,000	4,400,000	0	1,836,000	0	3,524,000	760	0	県事業が繰越工事となり、年度内完了が見込まないため。
		計	510,694,000	421,751,325	57,496,000	4,400,000	32,284,000	1,836,000	0	18,976,000	31,446,675	0	

(別紙)

平成29年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			当年度損益剰余金	
11	1	建設改良費	円 197,359,000	円 110,852,280	円 80,082,000	円 0	円 72,792,000	円 0	円 0	円 7,290,000	円 6,424,720	円 0	県事業が繰越工事となり、年度内完了が見込めないため。
		計	円 197,359,000	円 110,852,280	円 80,082,000	円 0	円 72,792,000	円 0	円 0	円 7,290,000	円 6,424,720	円 0	

## 報告第 11 号

### 平成29年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書について

平成29年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり継続費繰越計算書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成29年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額				翌年度通次繰越額に係る財源内訳	翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	
				予算計上額	前年度通次繰越額	計	支払義務発生(見込)額			残額
1 資本的支出	1 建設改良費	米谷病院建設事業	円	円	円	円	円	円	円	
			4,026,000,000	932,398,160	1,139,498,160	564,702,490	574,795,670	574,700,000	95,670	0
		計	4,026,000,000	932,398,160	1,139,498,160	564,702,490	574,795,670	574,700,000	95,670	0

## 報告第 12 号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 登米市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「昭和57年法律第80号」の次に「。以下「法」という。」を、「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を、「第2項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

（登米市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の前の見出しを「（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和22年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定による国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、登米市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第8条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

（登米市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 登米市後期高齢者医療に関する条例（平成20年登米市条例第5号）の一部を

次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



## 報告第13号

### 登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

平成30年3月31日、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市税条例等の一部を改正する条例

（登米市税条例の一部改正）

第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「において」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改

め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「「第47条の5第1項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を

使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（そ

の日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売り渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみな

して、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこの」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「ア パイプたばこ」を「ア 葉巻たばこ」に、「イ 葉巻たばこ」を「イ パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「に同欄に掲げる」を「を第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計に

おける債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額  
第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「法附則第15条第2項第7号」を「法附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「法附則第15条第32項第2号イ」を「法附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「法附則第15条第32項第2号ロ」を「法附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「法附則第15条第32項第2号ハ」を「法附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、同条第14項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第10条の3第3項中「法附則第15条の8第3項」を「法附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「令附則第12条第17項」を「令附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に、「令附則第12条第21項第1号ロ」を「令附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「法附則第15条の8第5項」を「法附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「令附則第12条第26項」を「令附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「令附則第12条第30項」を「令附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「令附則第12条第31項」を「令附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「施行規則附則第7条第10項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「令附則第12条第38項」を「令附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「施行規則附則第7条第11項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「施行規則附則第7条第12項各号」を「施行規則附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「令附則第12条第38項」を「令附則第12条第29項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「施行規則附則第7条第14項」を「施行規則附則第7条第13項」に、「令附則第12条第26項」を「令附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「施行規則附則第7条第14項」を「施行規則附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用



に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）」を「固定資産税等の特例に関する経過措置」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3

月31日」に改める。

第2条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第16項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「法附則第15条第45項」を「法附則第15条第44項」に改める。

第3条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（登米市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 登米市税条例の一部を改正する条例（平成27年登米市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「登米市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「登米市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第93条の次に1条を加える改正規定並びに第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定  
平成30年10月1日
- (2) 第1条中第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第36条の2第1項の改正規定並びに附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定  
平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定  
平成31年4月1日
- (4) 第2条中第94条第3項の改正規定  
平成31年10月1日
- (5) 第1条中第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定  
平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定  
平成32年10月1日
- (7) 第1条中第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定  
平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定  
平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定  
平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の登米市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の登米市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の登米市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日

前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡

し等」という。)が行われた製造たばこ(登米市税条例等の一部を改正する条例(平成27年登米市条例第29号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の登米市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号。附則第9条第2項及び第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	登米市税条例等の一部を改正する条例(平成30年登米市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条
------	----------------	---

		例」という。) 附則第6条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の

日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の登米市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	登米市税条例等の一部を改正する条例（平成30年登米市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項

第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、 第98条第1項若しくは第2項 の申告書又は第139条第1項 の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第 3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は 第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正 する省令（平成30年総務省令第 24号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第 3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第 2項
	当該各項	同項
第101条第2 項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第 3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者



が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の登米市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	登米市税条例等の一部を改正する条例（平成30年登米市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第

		3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

## 報告第 14 号

### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付

金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 報告第 15 号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免  
に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告  
について

平成30年3月30日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

登米市長 熊谷盛廣

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年度分」を「平成30年度分」に改める。

第4条第2項中「平成29年度」を「平成30年度」に、「平成30年3月末日」を「平成31年3月末日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 報告第16号

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第8号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣



## 専 決 処 分 書

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第8号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第8号）の一部を次のように改正する。

「第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

「第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3） に改める。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第6条第2項ただし書中「3年」を「1年」に改め、「以上」の次に「（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」を加え、同条第5項中「の各号」及び「午後6時から午前8時までの間において、」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第 16 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 32 条第 3 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる」を削る。

第 39 条第 1 項中「法第 115 条の 46 条第 1 項」を「法第 115 条の 46 第 1 項」に、「三月」を「6 月」に改め、同条第 4 項中「場合には、」の次に「正当な理由がある場合を除き、」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第 46 条第 1 項中「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を終了した者に限る。）」を加える。

第 47 条第 2 項ただし書中「3 年」を「1 年」に改め、「以上」の次に「（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）」を加える。

第 59 条の 9 第 4 号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に、同条第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 59 条の 10 第 5 項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 59 条の 25 中「9 人」を「18 人」に改める。

第 59 条の 27 第 1 項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第 59 条の 38 中「第 34 条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

#### 第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第 59 条の 20 の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164

号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。) を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業

者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 59 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 59 条の 9 第 4 号、第 59 条の 10 第 5 項及び第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 59 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 61 条第 1 項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「特定施設をいう。以下同じ」を「特定施設をいう。以下この項において同じ」に改める。

第 65 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。））」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数」を加え、同条第 2 項中「第 82 条第 7 項」の次に「及び第 191 条第 8 項」を加える。

第 82 条第 1 項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第 191 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。））」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第 7 項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第 83 条第 3 項、第 84 条、第 103 条第 3 項、第 111 条第 2 項及び第 112 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 117 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る

こと。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「)及び」を「)に」に、「厚生労働省令」を「厚生省令」に改め、「第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「)を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定

する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 82 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第 82 条第 7 項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院

第 191 条中第 10 項を第 14 項とし、第 9 項を第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第 199 条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第 191 条第 8 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 7 項の次に次の 3 項を加える。

8 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2 人以上とすることができる。

9 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、同号の表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「活動状況」と、「」の次に「第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、「」を加える。

附則第6項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第11項から第13項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第17項を第19項とし、第14項から第16項までを2項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の2項を加える。

14 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所



の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

15 第 132 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

#### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 報告第17号

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第9号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第9号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 報告第18号

登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第10号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第10号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

登米市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 報告第 19 号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



## 報告第 20 号

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認め  
たもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 報告第21号

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年3月30日、登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年登米市条例第42号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年登米市条例第42号）の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年登米市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 号各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 33 条第 9 号中「作成のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(14 の 2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 33 条第 21 号中「以下」を「次号及び第 22 号において」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(21 の 2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 報告第 22 号

### 登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

平成30年3月31日、登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年登米市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 報告第 23 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
過失による事務処理錯誤	平成 30 年 3 月 9 日	平成 7 年 3 月から平成 29 年 11 月まで、し尿収集運搬処分手数料を計 74 回にわたり別人の口座から引落ししていたもの。	127,907 円 その余の請求を放棄
交通事故	平成 30 年 3 月 26 日	平成 30 年 1 月 18 日、登米市南方町尼池 51 番地付近の路上において、職員の運転する公用車が駐車禁止標識に衝突したものの。	153,360 円 その余の請求を放棄
過失による物損事故	平成 30 年 4 月 3 日	平成 30 年 3 月 2 日、登米市迫町佐沼字内町地内において、市有地に生えていた杉が倒木し、隣接する相手方の宅地の住宅の屋根及び敷地境界付近に設置しているフェンスを破損させたもの。	200,000 円 その余の請求を放棄



交通事故	平成 30 年 4 月 6 日	平成 29 年 12 月 6 日、登米市中田町石森字駒牽地内の国道交差点において、職員の運転する公用車が相手方車両と出会い頭に衝突したもの。	360,053 円 その余の請求を放棄
交通事故	平成 30 年 4 月 6 日	平成 29 年 12 月 6 日、登米市中田町石森字駒牽地内の国道交差点において、職員の運転する公用車が一般車両と出会い頭に衝突した際、縁石及びデリネーターポールを破損させたもの。	21,168 円 その余の請求を放棄

## 議案第 49 号

登米市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

登米市教育委員会の委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市教育委員会の委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、登米市教育委員会の委員の定数は、5 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 50 号

### 登米市長沼ボート場クラブハウス条例の制定について

登米市長沼ボート場クラブハウス条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市長沼ボート場クラブハウス条例

(設置)

第 1 条 ボート競技をはじめ各種スポーツ等における競技力の向上及びスポーツ等による交流人口の増加を目的に登米市長沼ボート場クラブハウス（以下「クラブハウス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 クラブハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
登米市長沼ボート場クラブハウス	登米市迫町北方字天形 114 番地 2

(休館日)

第 3 条 クラブハウスの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(開館時間)

第 4 条 クラブハウスの開館時間は、次のとおりとする。

利用区分	開館時間
宿泊	午後 3 時から利用最終日の午前 10 時まで
宿泊以外	午前 9 時から午後 10 時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 クラブハウスを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、クラブハウスを利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) クラブハウスの施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、クラブハウスの設置目的に反すると認めるとき。

(4) その他教育委員会が利用させることが不相当と認めるとき。

（目的外利用、権利譲渡等の禁止）

第6条 前条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、クラブハウスの利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

（利用の中止）

第7条 利用者は、利用を中止しようとするときは、教育委員会に申し出なければならない。

（利用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) その他クラブハウスの管理上特に必要と認められるとき。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市が主催又は共催する事業に利用する場合 全額

(2) 市内の学校、幼稚園及び保育所等が、教育活動又は保育事業等のために利用する場合 全額

(3) 市内に事務所を有する社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合 全額又は半額

(4) その他市長が必要と認める場合 全額又は半額

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者の原状回復義務)

第12条 利用者は、その利用を終えたとき、若しくは停止されたとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、クラブハウスの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、クラブハウスの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にクラブハウスの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりクラブハウスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。

3 第5条、第7条及び第8条の規定は、第1項の規定によりクラブハウスの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) クラブハウスの利用の許可に関する業務
- (2) クラブハウスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) クラブハウスの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がクラブハウスの管理上必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、国が定める法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、クラブハウスの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第14条第1項の規定によりクラブハウスの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を受けて、

指定管理者が定める。

- 4 第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により徴収する利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第14条第1項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第9条関係)

1 宿泊

利用区分	使用料 (1人1泊当たり)	附帯設備の使用料 (1人1泊当たり)			
		冷房	暖房	シャワー	トレーニング機器
一般	3,000円	200円	200円	/	200円
大学生、専門学校生、高校生	2,000円				200円
中学生、小学生	1,500円				
小学生未満	無料				

備考

- 1 トレーニング機器の利用は、高校生以上に限る。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする（市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等がその活動目的を達成するために利用する場合を除く。）。

- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
- 4 宿泊の場合は、集会室、食堂、厨房及び和室の使用料は、徴収しない。
- 5 宿泊に伴うシーツ等のクリーニング代は、実費相当額を徴収する。

## 2 宿泊以外

利用区分	単位	使用料	附帯設備の使用料	
			冷房	暖房
集会室	1 時間当たり	100円	200円	200円
食堂		300円	200円	200円
厨房		100円	100円	100円
和室（1室）		100円	100円	100円
シャワー	一人1回当たり	200円		
トレーニング機器		200円		

### 備考

- 1 トレーニング機器の利用は、高校生以上に限る。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 3 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする（市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等がその活動目的を達成するために利用する場合を除く。）。
- 4 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

## 議案第 51 号

### 登米市税条例の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市税条例の一部を改正する条例

（登米市税条例の一部改正）

第 1 条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条中第13項を第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10条の2中第12項を第17項とし、第7項から第11項までを5項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の5項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

第 2 条 登米市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第18項中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第46項」に改める。

附 則



この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第10条の2第13項を第19項とし、同項の前に1項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日

## 議案第 52 号

### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び資産割額」を削り、「54万円」を「58万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「及び資産割額」を削る。

第 3 条第 1 項中「100分の7.00」を「100分の6.45」に改める。

第 4 条を次のように改める。

#### 第 4 条 削除

第 5 条中「22,700円」を「22,500円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「23,500円」を「20,000円」に改め、同条第 2 号中「11,750円」を「10,000円」に改め、同条第 3 号中「17,625円」を「15,000円」に改める。

第 6 条中「100分の2.99」を「100分の2.20」に改める。

第 7 条を次のように改める。

#### 第 7 条 削除

第 7 条の 2 中「8,400円」を「9,000円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「8,600円」を「5,000円」に改め、同条第 2 号中「4,300円」を「2,500円」に改め、同条第 3 号中「6,450円」を「3,750円」に改める。

第 8 条中「100分の2.04」を「100分の2.50」に改める。

第 9 条を次のように改める。

#### 第 9 条 削除

第 9 条の 2 中「8,300円」を「12,000円」に改める。

第 9 条の 3 中「7,200円」を「6,200円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第 1 号ア中「15,890円」を「15,750

円」に改め、同号イ（ア）中「16,450円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「8,225円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「12,338円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,300円」に改め、同号エ（ア）中「6,020円」を「3,500円」に改め、同号エ（イ）中「3,010円」を「1,750円」に改め、同号エ（ウ）中「4,515円」を「2,625円」に改め、同号オ中「5,810円」を「8,400円」に改め、同号カ中「5,040円」を「4,340円」に改め、同条第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同号ア中「11,350円」を「11,250円」に改め、同号イ（ア）中「11,750円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,875円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,813円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,500円」に改め、同号エ（ア）中「4,300円」を「2,500円」に改め、同号エ（イ）中「2,150円」を「1,250円」に改め、同号エ（ウ）中「3,225円」を「1,875円」に改め、同号オ中「4,150円」を「6,000円」に改め、同号カ中「3,600円」を「3,100円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「4,540円」を「4,500円」に改め、同号イ（ア）中「4,700円」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,350円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3,525円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「1,800円」に改め、同号エ（ア）中「1,720円」を「1,000円」に改め、同号エ（イ）中「860円」を「500円」に改め、同号エ（ウ）中「1,290円」を「750円」に改め、同号オ中「1,660円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,440円」を「1,240円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 53 号

### 登米市有機センター条例の一部を改正する条例について

登米市有機センター条例（平成17年登米市条例第166号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市有機センター条例の一部を改正する条例

登米市有機センター条例（平成 17 年登米市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「（利用時間）」を「（使用時間）」に改め、同条中「利用時間」を「使用時間」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「利用」を「使用」に改める。

第 7 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「利用」を「使用」に改め、同項第 1 号中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「利用者」を「使用者」に改め、同条第 2 項中「利用」を「使用」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第 8 条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 2 項中「利用料金」を「使用料」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改める。

第 10 条の見出し及び同条本文中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第 11 条中「利用者」を「使用者」に改める。

別表第 1 中田有機センターの項中「登米市中田町上沼字中田地」を「登米市中田町石森字中田西 23 番地」に改める。

別表第 2 中

「

区分	単位	利用料金
施設利用料金	きゅう肥搬入量1t当たり	600円
運搬車込み施設利用料金	きゅう肥搬入量1t当たり	800円

を

」

「

区分	単位	使用料
施設使用料	きゅう肥搬入量1t当たり	600円
運搬車込み施設使用料	きゅう肥搬入量1t当たり	800円

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 54 号

### 登米市公園条例の一部を改正する条例について

登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市公園条例の一部を改正する条例

登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 号中「学校」を「市内の学校」に、「その目的達成」を「教育活動又は保育事業」に改め、同条第 3 号中「、産業経済団体等」を「及び産業経済団体等」に、「目的達成の」を「活動目的を達成する」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 3 条に規定する」を「第 3 条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、」に、「入園料及び利用料金（以下「利用料金」と総称する。）」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

別表第 2 長沼フットピア公園の表中「長沼フットピア公園」を「1 長沼フットピア公園」に、

「

シャワー室	午前 8 時から午後 9 時 30 分まで
-------	-----------------------

を

」

「

シャワー室	午前 8 時から午後 9 時 30 分まで
レストハウス	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
ふるさと物産館	午前 10 時から午後 6 時まで（3 月から 9 月まで） 午前 10 時から午後 5 時まで（10 月から 2 月まで）

に

」

改め、同表の次に次の 1 表を加える。

#### 2 平筒沼ふれあい公園

施設又は設備		利用区分	使用時間
平筒沼ふれあい公園（愛称名）平筒沼 youyou 館	多目的ホール	宿泊で利用する場合	午後 3 時から使用最終日の午前 10 時まで。ただし、浴室の使用時間については、別に定める。
	和室 1		
	和室 2		
	管理室		
	会議室		
	調理室		
	多目的ホール		
	浴室		
	シャワー	宿泊以外で利用する場合	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
	和室 1		
	和室 2		
	管理室		
	会議室		
	調理室		
多目的ホール			
シャワー			

別表第 2 南方花菖蒲の郷公園の表中「南方花菖蒲の郷公園」を「3 南方花菖蒲の郷公園」に改める。

別表第 3 の 1 の表中

「

備品利用	レンタサイクル	1 台、1 時間当たり	200 円
	貸テント	1 張当たり	1,000 円
	貸毛布	1 枚当たり	200 円
	物品の販売	1 店舗 1 日当たり	500 円

を

」

「

備品利用	レンタサイクル	1 台、1 時間当たり	200 円
	貸毛布	1 枚当たり	200 円
その他	レストハウス多目的ホール	1 時間当たり	200 円
	物品の販売	1 店舗 1 日当たり	500 円

に

」

改め、別表第 3 の 2 の表中「平筒沼ふれあい公園管理棟・」及び平筒沼ふれあい公園管理棟の項を削り、別表第 3 の 3 の表を別表第 3 の 4 の表とし、別表第 3 の 2 の表の次に次の 1 表を加える。

### 3 平筒沼ふれあい公園管理棟使用料

#### (1) 宿泊

利用区分	使用料 (1人1泊当たり)	冷暖房料(1人1泊当たり)	
		冷房	暖房
一般	3,000円	200円	200円
大学生、高校生等	2,000円		
中学生、小学生	1,500円		
小学生未満	無料	無料	無料

#### 備考

- 1 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする(市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合を除く。)
- 2 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
- 3 宿泊の場合は、和室1、和室2、管理室、会議室、調理室、多目的ホール、シャワーの使用料は、徴収しない。
- 4 宿泊に伴うシーツ等のクリーニング代は、実費相当額を徴収する。

#### (2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料	冷暖房料	
			冷房	暖房
和室1	1時間当たり	300円	100円	100円
和室2		300円	100円	100円
管理室		200円	100円	100円
会議室		200円	100円	100円
調理室		200円	100円	100円
多目的ホール		600円	—	300円
シャワー	1回当たり	200円	—	—

#### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
  - 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする(市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合を除く。)
  - 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
- 別表第3に次の3表を加える。

### 5 石越高森公園(愛称名:チャチャワールドいしこし)

入園料	大人(高校生以上)	小人(小学生以上)
-----	-----------	-----------



	400 円	200 円	
※団体（8人以上）で入園する場合は5%以上の割引とする。			
利用料金	種類	単位	利用料金の額
	マッハコースター	1 回	400 円
	ファンシーサイクル	20 分間	400 円
	登山電車	1 回	300 円
	その他施設	1 回	1,000 円

#### 6 南方花菖蒲の郷公園

行為の種類	利用料金の額
販売	1 日につき 500 円

#### 7 登米森林公園

入園料の額（1人1日につき）		一般（高校生以上）	200 円
		小・中学生	100 円
施設又は設備の利用料金			
区分		単位	利用料金の額
区画サイト		1 画 1 泊	1,500 円
		日帰り	750 円
フリーサイト		1 張 1 泊	500 円
		日帰り	250 円
貸しテント	5 人用	1 張 1 泊	1,000 円
	6 人用		1,200 円
集会用テント		1 張 1 泊	1,000 円
タープ		1 張 1 泊	1,000 円
シャワー		1 回	200 円
研修室		1 人 1 時間	200 円
コテージ		1 棟 1 泊	6,000 円
		1 棟休憩	3,000 円
<p>1 燃料は、利用料金に含まれない。ただし、コテージ及びシャワーを除く。</p> <p>2 特殊照明等を用いるときは、別に定める電気料を徴収する。</p> <p>3 研修室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>4 コテージの使用時間は、宿泊にあっては午前10時30分から翌日の午前10時まで、休憩にあっては、午前10時30分から午後3時までとする。</p>			

別表第4を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第 55 号

### 登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する 条例について

登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例（平成 17 年登米市条例第 192 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する条例

登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例（平成 17 年登米市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午前 8 時から午後 10 時まで」を「別表第 1 のとおり」に改め、同条ただし書中「長時間継続して使用する場合又は」を削る。

第 6 条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する事業に利用する場合 全額
- (2) 市内の学校、幼稚園及び保育所等が、教育活動又は保育事業のために利用する場合 全額
- (3) 市内の社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合 全額又は半額
- (4) その他市長が必要と認める場合 全額又は半額

第 8 条の見出し中「不還付」を「還付」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

施設又は設備	利用区分	使用時間
和室（1 室～5 室）	宿泊で利用する場合	午後 3 時から使用最終日の

調理室		午前 10 時まで。ただし、浴室の使用時間については、別に定める。
多目的ホール		
浴室		
シャワー		
和室（1 室～5 室）	宿泊以外で利用する場合	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
調理室		
多目的ホール		
シャワー		

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 6 条関係)

(1) 宿泊

利用区分	使用料 (1 人一泊当たり)	冷暖房料 (1 人一泊当たり)	
		冷房	暖房
一般	3,000 円	—	200 円
大学生、高校生等	2,000 円		
中学生、小学生	1,500 円		
小学生未満	無料	—	無料

備考

- 1 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする（市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合を除く。）。
- 2 営利を目的に利用する場合は、使用料を 10 倍にした額とする。
- 3 宿泊の場合は、和室、調理室、多目的ホール及びシャワーの使用料は、徴収しない。
- 4 宿泊に伴うシーツ等のクリーニング代は、実費相当額を徴収する。

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料	冷暖房費 (1 時間当たり)	
			冷房	暖房
和室 1 室	1 時間当たり	200 円	—	100 円
和室全室		1,000 円	—	500 円
調理室		200 円	—	100 円
多目的ホール		400 円	200 円	200 円
シャワー	1 回当たり	200 円	—	—

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間として計算する。

2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする（市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合を除く。）。

3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍にした額とする。

(3) 体験農場使用料

種類	単位	使用料の額
体験農園	1 m <sup>2</sup> 1年につき	210 円

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

## 議案第 56 号

### 登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市都市公園条例の一部を改正する条例

登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 1 条の 6 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 57 号

### 登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例について

登米市行政不服審査会条例（平成28年登米市条例第2号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

登米市行政不服審査会条例（平成28年登米市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部総務課」を「総務部市長公室」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 58 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 登米祝祭劇場舞台音響設備改修工事   |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 249,794,280円   |
| 4 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区本町一丁目13番32号オーロラビル<br>北日本通信 株式会社 仙台営業所<br>所長 阿部 良一 |

## 議案第 59 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 登米市立佐沼小学校学習机・椅子購入                                  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 契約の金額  | 27,864,108円  |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目13番地3<br>有限会社 川内事務機<br>代表取締役 猪股 育夫 |



## 議案第60号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 消防ポンプ自動車CD-I型購入                                     |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 19,656,000円   |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号<br>株式会社 古川ポンプ製作所<br>代表取締役 氏家 英喜 |

## 議案第 61 号

### 登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定及び変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び同条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 議案第 62 号

### 登米市過疎地域自立促進計画の変更について

登米市過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年 6 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣